

(様式1)

令和 年 月 日

保護者各位

岩沼市立岩沼西小学校 校長

出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、集団感染を防ぐためにお子さんの出席を停止します。つきましては趣旨を御理解の上、お子さんの健康に一層留意されますようお願い申し上げます。

なお、医師の許可が出ましたら、登校願い(下欄)を保護者が記入して学校に提出してください。

年組氏名	年組氏名
出席停止理由	インフルエンザ(学校感染症分類 第2種)
出席停止期間	令和 年 月 日から医師の指示があるまで

○出席停止の開始日は医師が診断し学校に連絡があった日からとするため、発症日とは異なる場合があります。

この期間は欠席の取り扱いはしません。

○インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(資料参照)」です。主治医の許可のもと登校させてください。

○出席期間中は安静に過ごし、他者との接触は避けさせてください。

(切り取らないで提出ください)

岩沼市立岩沼西小学校長 殿

登校願

(年 組 氏 名) はインフルエンザ(A 型 ・ B 型 ・ 不明)

※いずれかに○をつけてください

で出席停止中でしたが、医師の許可を得ましたので本日から登校を許可くださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

通院した医療機関名 _____

※保護者の方が、下線の部分に全てご記入いただき、お子さんの登校時持参させてください。

※インフルエンザの出席停止期間については発症した後5日を経過し、解熱後2日を経過するまでとなっています。(資料参照)

(参考資料)

インフルエンザによる出席停止期間について

「発症した後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで」

(学校保健安全法施行規則第19条 2012年4月1日改正)

インフルエンザの出席停止期間は、以前は「解熱した後2日を経過するまで」という条件でしたが、抗インフルエンザウイルス薬の投与により、発熱などの症状が早めに改善され、ウイルス排出がまだ十分に減少していない段階でも、解熱してしまうことが多い状況がみられていました。そこで、解熱のみを基準とした出席停止期間では、感染症のまん延予防という目的を達成できないおそれがあるという理由と、発症後5日を経過した後になるとウイルスがほとんど検出されなくなるという研究報告がなされていることを踏まえて、上記の出席停止期間の改正となりました。(発症後5日を経過とは、発熱した日を発症日とする場合、発熱の翌日を1日目と数えますのでご注意ください)

出席停止期間の実際

★「発症日」について

インフルエンザは、高熱が出た日を「発症日」とする場合があります。受診された医師に相談し、発症日を確認してください。

★出席停止期間の例

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	熱が 下がる	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目 *発症後5日目 以内なので、 登校不可	解熱後 4日目 *発症後5日目 以内なので、 登校不可	<u>登校可能と なります</u> *「登校願い」を 御家庭で記入し、 お子さんに持たせ て登校させてくだ さい。	登校可能と なってからも、 しっかり体調 をチェックして いただき、元 気になってか ら登校させる ようにしてくだ さい。
発熱	発熱	熱が 下がる	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目 *発症後、5日目 以内なので、 登校不可	<u>登校可能と なります</u> *「登校願い」を 御家庭で記入し、 お子さんに持たせ て登校させてくだ さい。	
発熱	発熱	発熱	発熱	熱が 下がる	解熱後 1日目	解熱後 2日目 <u>登校可能と なります</u>	

※登校日等についてご不明な点は、学校へお問い合わせください